

大分県報

令和元年
第三十一号
八月二十日

（火曜日）

目次

内水面漁場管理委員会告示

- こいの持ち出しの制限……………一
こいの放流の制限等……………一
公 告……………一
開発行為の完了……………一
大洲総合運動公園及びフエンシング場の指定管理者の公募……………二
競争入札参加者の資格に関する公示……………三
一般競争入札の実施……………四

○内水面漁場管理委員会告示

大分県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和元年八月二十日

大分県内水面漁場管理委員会会長

原

和 人

一 指示の内容

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。

この場合、知事は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 指示の期間

令和元年九月一日から令和二年八月三十一日まで

大分県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

令和元年八月二十日

大分県内水面漁場管理委員会会長

原

和 人

一 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守すること。

1 次に掲げる要件の全てに該当するこいでなければ、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを放流してはならない。

(一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域（発生確認後、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）による適切な処理がまだ終了していない養殖場及び個人の池を含む。）のこいでないこと。

(二) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されていないこいであること。

2 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを遺棄してはならない。

二 指示の期間

令和元年九月一日から令和二年八月三十一日まで

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年八月二十日

大分県知事

広

瀬

貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

速見郡日出町大字豊岡字曲木六千六百六十九番一ほか五十一筆並びに六千二百五番十及び六千二百五番十二の各地先里道

二 開発区域の面積

七千五百四十三・〇八平方メートル

令和元年八月二十日

大分県報（内水面漁管委告示・公告）

一

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
 白杵市大字前田千七百二番地の三十一

三浦建設工業株式会社

代表取締役 三浦 智之

四 完了検査年月日

令和元年七月二十五日

大分県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年大分県条例第五十二号。以下「条例」という。）第二条の規定により、大洲総合運動公園及びフェンシング場の管理を行わせる指定管理者として指定を受けようとするものを、次のとおり公募する。
 令和元年八月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施設の概要

1 施設の名称

大洲総合運動公園及びフェンシング場

2 所在地

(一) 大洲総合運動公園 大分市青葉町一番地
 (二) フェンシング場 大分市青葉町一番地

3 施設の規模及び構造

(一) 敷地面積 約一六・四ヘクタール

(二) 主要な施設

- | | | |
|-------------|------|--------------|
| (1) 硬式野球場 | 敷地面積 | 三五、五〇〇平方メートル |
| (2) 軟式野球場 | 敷地面積 | 九、七〇〇平方メートル |
| (3) 庭球場 | 敷地面積 | 九、三一七平方メートル |
| (4) 弓道場 | 敷地面積 | 三、二八三平方メートル |
| (5) 多目的広場 | 敷地面積 | 八、〇四〇平方メートル |
| (6) ゲートボール場 | 敷地面積 | 一、一〇〇平方メートル |
| (7) フェンシング場 | 延床面積 | 四九八・八平方メートル |
- 4 事業内容
- (一) 公園施設及び体育施設の維持管理及び修繕に関する業務
 (二) 運動公園及び体育施設の利用の受付及び案内に関する業務
 (三) 有料公園施設及び体育施設の利用の許可に関する業務

- 大分県報（公告）
- 二 申請者の資格
- 申請しようとするものは、次の1から9までのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- 1 大分市内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない法人等であること。
 - 3 大分県及び大分市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
 - 4 大分県及び大分市発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - (一) 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
 - (二) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
 - 5 その代表者等（法人にあつては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者）が、次に該当すると認められる法人等でないこと。
 - (一) 暴力団関係者
 - (二) 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた者
 - (三) 暴力団関係者を使用した者
 - (四) 暴力団関係者と密接な交際等を有している者
 - 6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）等に基づく更生又は再生手続を行っていない法人等であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人等でないこと。
 - 7 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が大分県に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。
 - 8 県税、市税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

三 申請を受け付ける期間等

- 1 申請を受け付ける期間
令和元年九月三十日（月）から同年十月十六日（水）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。
- 2 申請の方法
申請する場合は、1に定める期間内に申請書及び添付書類を知事に提出すること。申請の方法に関する詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

- 3 申請書の提出先及び問い合わせ先
六の1の(二)に記載する所管課とする。

四 選定方法及び基準

- 1 選定の方法

学識経験者五名、県職員二名及び市職員二名の委員で構成する大洲総合運動公園及びフェンシング場の指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が2の選定の基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定する。

- 2 選定の基準

選定の基準は、条例第四条各号に規定する次の基準によることとし、審査項目等詳細は、六の1の募集要項を参照すること。

(一) 県民の平等な利用が確保されとともに、サービスの向上が図られるものであること。

(二) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(三) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(四) その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして知事等が別に定める基準

五 指定管理者に管理を行わせる期間

六 募集要項等

- 1 募集要項

大洲総合運動公園及びフェンシング場の指定管理者の指定の申請についての詳細は、募集要項によることとし、募集要項の配布期間及び場所は、次のとおりとする。

- (一) 配布期間

令和元年八月十六日（金）から同年九月二十七日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(二) 配布場所

大分県土木建築部公園・生活排水課
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 ○九七―五〇六―四六六四

- 2 大分県ホームページによる情報提供

大洲総合運動公園及びフェンシング場の募集に関する情報（募集要項を含む。）についての
大分県ホームページアドレスは、次のとおり。
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18800/r1oosusougounoudoukouen-inkai.html>

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和元年八月二十日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 調達をする物品等の種類

エックス線コンピュータ断層撮影装置一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去並びに保守委託を含む。）

二 競争入札の参加者の資格

- 1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒八七〇―八五一― 大分市大字豊饒四百七十六番地

電話 ○九七―五四六―七三〇二

3 申請の時期

令和元年八月二十日から同年九月二十七日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和元年十一月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和元年8月20日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量
エックス線コンピュータ断層撮影装置一式（本体及び周辺機器の搬入・設置、現有機器の撤去並びに保守委託を含む。）

(2) 納入期限
令和2年3月31日（火）

(3) 納入場所
大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 競争入札参加資格
大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。

(2) 申請の方法

三の2の場所において交付する。

<p>上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市大字豊饒476番地 電話 097-546-7302</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和元年8月20日(火)から同年9月27日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書の提出先 上記2の(3)と同じ</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市大字豊饒476番地 電話 097-546-7302</p> <p>(2) 日時 令和元年8月20日(火)から同年9月27日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び日時 上記4と同じ</p> <p>6 競争入札参加条件</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)</p>	<p>第2条第2号に規定する暴力団をいう。(以下同じ。)</p> <p>イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 暴力団員が役員となっている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 提出期限 令和元年9月30日(月)午前9時30分 ただし、郵送の場合は、同月27日(金)午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室</p> <p>(2) 日時 令和元年9月30日(月)午前9時30分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>11 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>
--	---

<p>(1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称</p> <p>上記2の(3)に記載する部局とする。</p> <p>15 その他</p> <p>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased X-Ray Computed Tomography System Quantity : 1 set</p> <p>(2) Delivery Deadline March 31, 2020</p> <p>(3) Delivery Place</p>	<p>Oita Prefectural Hospital</p> <p>(4) Time limit for tender 9:30am, September 30, 2019</p> <p>(5) Contact office for contract Supplies and Property Management Section Accounting Management Division Oita Prefectural Hospital 476 Bunyou, Oita City 870-8511 TEL 097-546-7302</p>
--	---